

様式第1号(第2条関係)

(その1)

(候補者→選挙管理委員会)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年 月 日

東川町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者 印

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	
			円	

2 1に掲げる契約以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
			自動車登録番号	借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ				年 月 日 ～ 年 月 日	円	
				年 月 日 ～ 年 月 日	円	
燃料代					円	
					円	
運転の雇用				年 月 日 ～ 年 月 日	円	
				年 月 日 ～ 年 月 日	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「自動車登録番号」には、「自動車の借入れ」にあっては借り入れる選挙運動用自動車の自動車登録番号を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載し、「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料供給量を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。

様式第1号(第2条関係)
(その2)
(候補者→選挙管理委員会)

選挙運動用ビラ作成契約届出書

年 月 日

東川町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 東川町長選挙
候補者 印

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契約内容		備 考
		作成契約枚 数	作成契約金 額	
		枚	円	
		枚	円	
		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第1号(第2条関係)
(その3)
(候補者→選挙管理委員会)

選挙運動用ポスター作成契約届出書

年 月 日

東川町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者 印

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契約内容		備 考
		作成契約枚 数	作成契約金 額	
		枚	円	
		枚	円	
		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第2号(第3条関係)
(その1)
(候補者→選挙管理委員会)

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

年 月 日

東川町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者 印

次の選挙運動用自動車燃料代につき、東川町議会議員及び東川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
- 4 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (A)	円	円
今回の購入金額 (B)	円	円
燃料代計 (A) + (B)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から東川町選挙管理委員会に提出してください。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 5 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

様式第2号(第3条関係)
(その2)
(候補者→選挙管理委員会)

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

東川町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 東川町長選挙
候補者 印

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、東川町議会議員及び東川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第5条の4の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は
名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の
氏 名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (A)	枚	枚
今回の枚数 (B)	枚	枚
枚数計 (A)+(B)	枚	枚
備 考		

備考

- この申請書は、選挙運動用ビラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から東川町選挙管理委員会に提出してください。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

様式第2号(第3条関係)
(その3)
(候補者→選挙管理委員会)

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

年 月 日

東川町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者 印

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、東川町議会議員及び東川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は
名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の
氏 名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (A)	枚	枚
今回の枚数 (B)	枚	枚
枚数計 (A)+(B)	枚	枚
備 考		

備考

- この申請書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から東川町選挙管理委員会に提出してください。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

様式第3号(第3条関係)

(その1)

(選挙管理委員会→候補者→契約業者)

確認番号	第	号
------	---	---

選挙運動用自動車燃料代確認書

東川町議会議員及び東川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定により、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認します。

年 月 日

東川町選挙管理委員会
委員長 印

記

- 1 選挙の種類 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動 用自動車の自動車登録番号
- 4 確認金額 円

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載されている選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 2 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 3 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は東川町に支払を請求することはできません。

様式第3号(第3条関係)

(その2)

(選挙管理委員会→候補者→契約業者)

確認番号	第	号
------	---	---

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

東川町議会議員及び東川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第5条の4の規定により、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

年 月 日

東川町選挙管理委員会
委員長 印

記

- 1 選挙の種類 年 月 日執行 東川町長選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、確認枚数に係る選挙運動用ビラ作成費用に限られています。
- 2 この確認書は、選挙運動用ビラの作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 3 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は東川町に支払を請求することはできません。

様式第3号(第3条関係)

(その3)

(選挙管理委員会→候補者→契約業者)

確認番号	第	号
------	---	---

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

東川町議会議員及び東川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

年 月 日

東川町選挙管理委員会
委員長 印

記

- 1 選挙の種類 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、確認枚数に係る選挙運動用ポスター作成費用に限られています。
- 2 この確認書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 3 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は東川町に支払を請求することはできません。

様式第4号(第5条関係)

(その1)

(候補者→契約業者→選挙管理委員会)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者 印

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

記

運送等契約区分 (該当する番号に○をして ください。)	一般乗用旅客自動車運 送事業者との運送契約 による場合	左に掲げる契約以 2 外の場合	
運送事業者等の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名			
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備考
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	

備考

- この証明書は、選挙運動用自動車の使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が東川町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、東川町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、東川町に支払を請求することはできません。

様式第4号(第5条関係)

(その2)

(候補者→契約業者→選挙管理委員会)

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者 印

次のとおり燃料の供給を受けたものであることを証明します。

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日		1	円	
年 月 日		1	円	
年 月 日		1	円	
年 月 日		1	円	
年 月 日		1	円	
年 月 日		1	円	
年 月 日		1	円	
小計		1	円	
計		1	円	

備考

- この証明書は、燃料の供給に基づいて、燃料の供給業者ごとに別々に作成し、納品書等の燃料の供給の実績を証する書面(燃料供給業者名、燃料供給年月日、自動車登録番号及び燃料供給量が記載されたものに限る。)の写しを添付のうえ、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「自動車登録番号」は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「自動車登録番号」、「燃料供給量」及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が東川町に支払を請求するときは、この証明書及び納品書等の燃料の供給の実績を証する書面(燃料供給業者名、燃料供給年月日、自動車登録番号及び燃料供給量が記載されたものに限る。)の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、東川町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

様式第4号(第5条関係)

(その3)

(候補者→運転手→選挙管理委員会)

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者 印

次のとおり運転手を雇用したものであることを証明します。

記

運転手の氏名 及び住所		
雇用年月日	報酬の額	備考
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
計	円	

備考

- 1 この証明書は、運転手の雇用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が東川町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、東川町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、東川町に支払を請求することはできません。

様式第5号(第5条関係)

(その1)

(候補者→契約業者→選挙管理委員会)

選挙運動用ビラ作成証明書

年 月 日
年 月 日執行
候補者 選挙
印

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、ビラの作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が東川町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、東川町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 東川町長選挙

枚 数 5,000枚

限度額 7円73銭(単価)×5,000枚=38,650円

(2) 東川町議会議員選挙

枚 数 1,600枚

限度額 7円73銭(単価)×1,600枚=12,368円

様式第5号(第5条関係)

(その2)

(候補者→契約業者→選挙管理委員会)

選挙運動用ポスター作成証明書

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者

印

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	箇所

備考

- 1 この証明書は、ポスターの作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が東川町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、東川町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数 東川町選挙管理委員会が設置するポスター掲示場数(以下「ポスター掲示場数」という。)×1.25
 - (2) 限度額
2,500円(単価)×上記枚数

様式第6号（第6条関係）

その1

請 求 書

（選挙運動用自動車の使用）

年 月 日

東川町長 様

氏名又は名称及び住所

並びに法人にあって

はその代表者の氏名 印

東川町議会議員及び東川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 請求内訳書 別紙のとおり
- 3 選挙の種類 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振込先
 - (1) 金融機関名(本支店名)
 - (2) 口座名
 - (3) 預金種目 (普通・当座)
 - (4) 口座番号

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書)とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、東川町に支払を請求することはできません。

様式第6号（第6条関係）

その1（別紙）その1

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

（候補者氏名 ）

使 用 年 月 日	運送金額(A)	基準限度額(B)	請 求 額 (C)	備 考
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
計			円	

備考 「請求金額(C)」欄には、(A)又は(B)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

様式第6号（第6条関係）

その1（別紙）その2

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(1) 自動車の借入

（候補者氏名 ）

使 用 年 月 日	借入金額(A)	基準限度額(B)	請 求 額(C)	備 考
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
計			円	

備考 「請求金額(C)」欄には、(A)又は(B)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

様式第6号（第6条関係）

その1（別紙）その2

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(2) 燃料代(ガソリン)

(候補者氏名)

販売年月日	供給量	販売金額(A)	基準限度額(B)	請求金額(C)	備考
	1				
	1				
	1				
	1				
	1				
	1				
	1				
供給量合計	1				
燃料代金 (契約単価×供給量合計)		円 × 1 = 円			
消費税 (契約単価×供給量合計)		円 × % = 円			
計		円	円	円	

備考

- 1 「基準限度額(B)」欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額(C)」欄には、「販売金額(A)」の計欄又は「基準限度額(B)」の計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 この請求書には、燃料を供給した際の納品受領伝票等を添付してください。

様式第6号（第6条関係）

その1（別紙）その2

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(2) 燃料代（軽油）

（候補者氏名 ）

販売年月日	供給量	販売金額(A)	基準限度額(B)	請求金額(C)	備考
	1	/	/	/	
	1				
	1				
	1				
	1				
	1				
	1				
	1				
供給量合計	1				
原価代金 （（契約単価－軽油引取税額）×供給量合計）		円 × 1 = 円	/	/	
軽油引取税 （軽油引取税額×供給量合計）		円 × 1 = 円			
消費税 （燃料代金×消費税率）		円 × % = 円			
計		円			

備考

- 「基準限度額(B)」欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額(C)」欄には、「販売金額(A)」の計欄又は「基準限度額(B)」の計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- この請求書には、燃料を供給した際の納品受領伝票等を添付してください。

様式第6号(第6条関係)

その1(別紙)その2

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(3) 運転手

(候補者氏名)

雇 用 年 月 日	報 酬 額 (A)	基 準 限 度 額 (B)	請 求 金 額 (C)	備 考
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
計			円	

備考

「請求金額(C)」欄には、(A)又は(B)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

様式第6号（第6条関係）

その2

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

年 月 日

東川町長 様

氏名又は名称及び住所

並びに法人にあつて

はその代表者の氏名 印

東川町議会議員及び東川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 請求内訳書 別紙のとおり
- 3 選挙の種類 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振込先
 - (1) 金融機関名(本支店名)
 - (2) 口座名
 - (3) 預金種目 (普通・当座)
 - (4) 口座番号

備考

- 1 公費の支払いの請求ができるのは、東川町選挙管理委員会が選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認した枚数に係る選挙運動用ビラ作成費用に限られています。
- 2 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 3 候補者が供託物を没収された場合には、東川町に支払を請求することはできません。
- 4 この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。
- 5 法人の場合には、「名称」及び「代表者氏名」を記載してください。

様式第6号（第6条関係）

その2（別紙）

請 求 内 訳 書

（選挙運動用ビラの作成）

作 単	成 枚		数 枚	基 準			請 求 額				
	価 A	枚 B		金 C=A×B	単 枚	価 D	枚 E	金 F=(D×E)	単 枚	価 G	枚 H
	円	枚	円		円	枚	円		円	枚	円

備考

- 1 D欄には、7円73銭を記載してください。
- 2 E欄には、確認書より確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

様式第6号（第6条関係）
その3

請 求 書
（選挙運動用ポスターの作成）

年 月 日

東川町長 様

氏名又は名称及び住所

並びに法人にあつて

はその代表者の氏名 印

東川町議会議員及び東川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 請求内訳書 別紙のとおり
- 3 選挙の種類 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振込先
 - (1) 金融機関名(本支店名)
 - (2) 口座名
 - (3) 預金種目 (普通・当座)
 - (4) 口座番号

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、東川町に支払を請求することはできません。
- 3 法人の場合には、「名称」及び「代表者氏名」を記載してください。

様式第6号（第6条関係）

その3（別紙）

請 求 内 訳 書

（選挙運動用ポスターの作成）

当該選挙におけるポスター掲示場の数	作 成		金 額		基 準		限 度		請 単		求 金		備 考
	価 額	枚 数	枚 数	金 額	単 価	枚 数	金 額	単 価	枚 数	金 額	単 価	枚 数	
	A	B	C=A×B		D	E	F=D×E	G	H	C=A×B			
箇所	円	枚	円		円	枚	円	円	枚	円	枚	円	

備考

- 1 「ポスター掲示場の数」の欄には、ポスター作成証明書に記載のポスター掲示場の数を記載してください。
- 2 E欄には、確認書より確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください